と読み替えるものとする。

G　符号Ｅに同じ。この場合において、符号Ｅ中「符号Ｄ」とあるのは「符号Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）のうちその適用の第四年度分に係るもの

I　当該市町村が符号Ｈに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J　符号Ｈに同じ。この場合において、符号Ｈ中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　符号Ｉに同じ。この場合において、符号Ｉ中「符号Ｈ」とあるのは「符号Ｊ」と読み替えるものとする。

［略］

M　符号Ｌに同じ。この場合において、符号Ｌ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N　符号Ｌに同じ。この場合において、符号Ｌ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

P　当該市町村が符号Ｏに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q　符号Ｏに同じ。この場合において、符号Ｏ中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R　当該市町村が符号Ｑに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S　符号Ｏに同じ。この場合において、符号Ｏ中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T　符号Ｒに同じ。この場合において、符号Ｒ中「符号Ｑ」とあるのは「符号Ｓ」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

U　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものに

年度分」と読み替えるものとする。

G　算式の符号中Ｅに同じ。この場合において、同符号中「Ｄ」とあるのは「Ｆ」と、「0.0105」とあるのは「0.01225」と、「0.007」とあるのは「0.0105（水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては0.007）」と、「0.0035」とあるのは「0.007」とそれぞれ読み替えるものとする。

H　沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第49条、第58条及び第94条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条並びに平成26年沖縄振興法改正法附則第５条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうちその適用の第四年度分に係るもの

I　当該市町村がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　算式の符号中Ｉに同じ。この場合において、同符号中「Ｈ」とあるのは「Ｊ」と読み替えるものとする。

［同左］

M　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

N　算式の符号中Ｌに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

O　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

P　当該市町村がＯに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Q　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

R　当該市町村がＱに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

S　算式の符号中Ｏに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

T　算式の符号中Ｒに同じ。この場合において、同符号中「Ｑ」とあるのは「Ｓ」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

U　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同項第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者